

(施行日の前日までに購入した在庫品)

- 3 新消費税法は、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されるのであるから、例えば、施行日の前日までに他から仕入れた資産を施行日以後に販売する場合には、別段の定めがある場合を除き、資産の譲渡等については新消費税法が、当該資産の課税仕入れ等については改正法第2条《消費税法の一部改正》の規定による改正前の消費税法が適用されることに留意する。